



第12号様式(3) (第5条関係)

(表)

年度 自動車税 (種別割) 領収済通知書 (公) (e)												
口座番号							加入者名	富山県		税額		円
収納機関番号					納付番号				納付区分			
分類	税目	登録番号	車台	年度	通番	県税	氏名		確認番号			
分類	税目	登録番号	車台	年度	通番	県税	車種	枝番	金額	CD		
延滞金額 □, □□□, □□□ 円				合計額 □□□, □□□, □□□ 円								
納付者氏名												
CVS 収納用												
納期限												
領収日付印												
取りまとめ店												

  

年度 自動車税 (種別割) 払込金受領証 (金融機関控) (公)											
加入者名 富山県											
口座番号											
税額											円
延滞金額											円
合計額											円
納付者氏名											
e L 番号											
課税年度											年度
登録番号											
納期限											年 月 日
領収日付印											

  

年度 自動車税 (種別割) 督促状・納付書兼領収証書 (公)											
口座番号							加入者名				
e L 番号							税額				円
課税年度							延滞金額				円
登録番号							合計額				円
						納期限					年 月 日
上記のとおり領収しました。											
年 月 日現在未納となつていますので、上記の金額を至急納めてください。 年 月 日 富山県総合県税事務所長 (印)											
領収日付印											

(裏)

<p>表記のうち「税額」には、納付の日に応じて延滞金がかかりますので、当該税額に加算して納めてください。延滞金額は、総合県税事務所へ確認してください。</p> <p>この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納されない場合は、財産差押の処分を受けますから注意してください。</p> <p>処分に不服がある場合の救済の方法</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。</p> <p>2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>延滞金について</p> <p>延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額です。</p> <p>この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算します。</p>		
--	--	--

第42号様式中 「事務所長 (富山県知事) 殿」を「富山県総合県税事務所長 (富山県知事) 殿」

に、「還付を受くべき金額」を「還付されるべき金額」に、

計			.	.		
口座振替 指定金融機関	銀行・金庫 組合・農協		本店・支店 支所・出張所			

を

計			.	.		
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は、口座情報の記入は不要です。）。 ※ 次のいずれかの書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し <input type="checkbox"/> 個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等） <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。					
口座振替 指定金融機関	銀行・金庫 組合・農協		本店・支店 支所・出張所			

に改める。

第62号様式(2)の次に次の1様式を加える。

第62号様式(3) (第40条関係)

年 月 日

所在地  
法人名  
代表者氏名 様

富山県総合県税事務所長 印

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正・決定・加算金決定通知書

次のとおり 年 月 日からの事業年度に対する課税標準及び税額  
年 月 日まで 加算金額

を更正しましたから通知します。

なお、この通知により徴収する税額等の納期限は、年 月 日とします  
のでそれまでに納付してください。

この より 更正 徴収 する 決定 金額	法人事業税額	特別法人事業 税額	申告書提出期 限	年 月 日	資本金の額又 は出資金の額	千円
	法人事業税加 算金額	特別法人事業 税加算金額	申告書 提出 年月日	確定 年 月 日 修正 年 月 日	資本金の額及 び資本準備金 の額の合算額	千円
	法人県民税額	合計	管理番号		期末資本金等 の額	千円

徴収金額の内訳

法 人 事 業 税				法 人 県 民 税			
摘要	課税標準	税率	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によつて 計算した法人税額 ①			
所得割 第1号に掲げる事業	所得金額総額 ⑰	兆 十億 百万 千 円					
	年 400万円 以下の金額 ⑳			兆 十億 百万 千 円	課税標準額 ㉑		
	年 400万円を超え 年 800万円以下の 金額 ㉒				課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額 ㉓		
	年 800万円 を超える金額 ㉔				法人税割額 (㉓ × /100) ㉕		
	計 ㉑ + ㉒ + ㉔ ㉖				道府県民税の特定寄附金 税額控除額 ㉗		
	軽減税率不適 用法人の金額 ㉘				税額控除超 過額相当額 の加算額 ㉙	外国関係会社等 に係る控除対象 所得税額等相当 額又は個別控除 対象税額等相当 額の控除額 ㉚	
付加価値割	付加価値額 総額 ㉛						
	付加価値額 ㉜			兆 十億 百万 千 円	外国の法人 税等の額の 控除額 ㉝	仮装経理に基 づく法人税割額 の控除額 ㉞	

法第72条の2第1項	資本割	資本金等の額 総額	②7							差引法人税割額 ④-⑤+⑥-⑦-⑧-⑨	⑩				
		資本金等の額	②8						兆 十億 百万 千 円	既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪				
第2号に掲げる事業	収入割	収入金額総額	②9							租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫				
		収入金額	③0					兆 十億 百万 千 円	差引徴収法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬					
第3号に掲げる事業	所得割	所得金額総額	③1							算定期間中において事務所等を有していた月数	⑭				月
		所得金額	③2					兆 十億 百万 千 円	均等割額 円 × /12	⑮				兆 十億 百万 千 円	
	付加価値割	付加価値額 総額	③3							既に納付の確定した当期分の均等割額	⑯				
		付加価値額	③4					兆 十億 百万 千 円	差引徴収均等割額 ⑮-⑯	⑰					
	資本割	資本金等の額 総額	③5							徴収県民税額 ⑬+⑰	⑱				
		資本金等の額	③6					兆 十億 百万 千 円	特別法人事業税						
	収入割	収入金額総額	③7							概要	課税標準	税率	税額		
		収入金額	③8					兆 十億 百万 千 円	⑲又は⑳に係る金額	㉑	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		
	第4号に掲げる事業	付加価値割	付加価値額 総額	③9						⑳に係る金額	㉒				
			付加価値額	④0				兆 十億 百万 千 円	㉓に係る金額	㉔					
資本割		資本金等の額 総額	④1						㉔に係る金額	㉕					
		資本金等の額	④2				兆 十億 百万 千 円	㉖に係る金額	㉖						
収入割		収入金額総額	④3						税額			税額			
		収入金額	④4				兆 十億 百万 千 円	合計特別法人事業税額 ㉑+㉒+ ㉓+㉔+㉕	税額	兆 十億 百万 千 円	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	㉗	兆 十億 百万 千 円		
合計事業税額 (⑲又は⑳)+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+ ⑩+⑫+⑬			④5					既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	㉘	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	㉙				
事業税の特定寄附金税額控除額			④6					差引徴収特別法人事業税額 ㉘-㉙-㉚	㉚						
仮装経理に基づく事業税額の控除額			④7					歳出還付税額		仮装経理に基づく過大申告の更正及び租税条約の実施に係る更正に伴う繰越控除					
既に納付の確定した当期分の事業税額			④8					法人事業税	㉛	法人事業税	㉜		兆 十億 百万 千 円		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			④9					法人県民税	㉝	法人県民税	㉞				
差引徴収事業税額 ④5-④6-④7-④8-④9			⑤0							特別法人事業税	㉟				

法人事業税・特別法人事業税に対する加算金額								
摘要		基礎とする事業税額 ア	基礎とする特別 法人事業税額 イ	基礎とする税額合計 ア+イ=ウ (端数計算)	率	加算金額 エ	うち事業税を基礎と する加算金額 エー (エ×イ/ウ) (端数計算)	
過少申告 加算金	不足税 額分	/	/	兆 十億 百万 千 円	/	兆 十億 百万 千 円	/	
	超える 額分							
	小計			兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		⑩
不申告 加算金	不足税 額分	/	/		/		/	
	超える 額分							
	小計			兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円		⑪
重加算金						⑫		
				徴収加算金合計 ⑩+⑪+⑫	⑬			
更正又は決定の理由								

備考

- 不足税額については、申告納付すべきであつた納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント（この通知書の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあ

つては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算する。）に相当する延滞金額を加算して納付してください。

- 2 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第67号様式(1)の(表)中

「 年度 個人事業税納入済通知書 期分 ㊦」を

「㊤ 年度 個人事業税納入済通知書 期分 ㊦」に、

延滞金額 □, □□□, □□□ 円		合計額 □□□, □□□, □□□ 円	
納付者氏名			
CVS 収納用			

を

延滞金額 □, □□□, □□□ 円		合計額 □□□, □□□, □□□ 円	
納付者氏名			
CVS 収納用			

に、

取りまとめ店

「納期限 . . .」

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

を

「納期限 . . .」

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

に、

取りまとめ店

「 納付番号」を

「 e L 番号」に、

「 納付番号」を「 e L 番号」に改める。

第67号様式(2)の(表)中「 年度 個人事業税納入済通知書 期分 ㊦」を

「㊤ 年度 個人事業税納入済通知書 期分 ㊦」に、

延滞金額 □, □□□, □□□ 円	合計額 □□□, □□□, □□□ 円
納付者氏名	を
CVS 収納用	

延滞金額 □, □□□, □□□ 円	合計額 □□□, □□□, □□□ 円
納付者氏名	に、
CVS 収納用	
取りまとめ店	

「納期限 . . .」	を	「納期限 . . .」	に、
領 収 日 付 印		領 収 日 付 印	
取りまとめ店			

「納付番号」を  
「e L 番号」に、  
「納付番号」を「e L 番号」に改める。

第74号様式(1)の(表)中「年度 不動産取得税納入済通知書 ㊦」を  
「㊤ 年度 不動産取得税納入済通知書 ㊦」に、

延滞金額 □, □□□, □□□円	合計額 □, □□□, □□□円	納期限 . . .
納付者氏名	を	領 収 日 付 印
C V		取りまとめ店

S 収 納 用	
------------------	--

」

<b>延滞金額</b> □, □□□, □□□円	<b>合計額</b> □, □□□, □□□円	<b>納期限</b> . . . . .
<b>納付者氏名</b>	<b>領収日付印</b>	
<b>C V S 収 納 用</b>		
<b>取りまとめ店</b>		

に、「納付番号」を

」

「eL番号」に、「納付番号」を「eL番号」に改める。

第79号様式(2)備考3ただし書を削る。

第79号様式(5)を次のように改める。

**第79号様式(5) 削除**

第79号様式(6)備考1(4)及び第79号様式(7)備考3(4)中「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に改める。

第79号様式(8)備考3ただし書を削る。

第80号様式(1)備考以外の部分中

<b>上記土地に係る耐震基準不適合既存住宅の耐震改修工事</b>	<b>着工年月日</b>		<b>完成年月日</b>	
<b>口座振替指定金融機関</b>	<b>銀行・金庫 組合・農協</b>		<b>本店・支店 支所・出張所</b>	

を

<b>上記土地に係る耐震基準不適合既存住宅の耐震改修工事</b>	<b>着工年月日</b>		<b>完成年月日</b>	
<b>受取口座</b>	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は、口座情報の記入は不要です。）。 ※ 次のいずれかの書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し <input type="checkbox"/> 個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等） <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。			

に

口座振替 指定金融機関	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 支所・出張所
----------------	----------------	-----------------

改める。

第80号様式(2)備考以外の部分中

「耐震改修工事」	着工年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
口座振替指定 金融機関	銀行・金庫 組合・農協		本店・支店 支所・出張所	

を

「耐震改修工事」	着工年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は、口座情報の記入は不要です。）。 ※ 次のいずれかの書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し <input type="checkbox"/> 個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等） <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。			
口座振替指定 金融機関	銀行・金庫 組合・農協		本店・支店 支所・出張所	

に

改め、同様式備考3ただし書を削る。

第80号様式(6)を次のように改める。

第80号様式(6) 削除

第80号様式(7)備考以外の部分中「附則第11条の4第5項」を「附則第11条の4第3項」に、

「譲渡した個人」	住所 氏名	
口座振替指定 金融機関	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 支所・出張所

を

「譲渡した個人」	住所 氏名	
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は、口座情報の記入は不要です。）。 ※ 次のいずれかの書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し <input type="checkbox"/> 個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等） <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。	
口座振替指定 金融機関	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 支所・出張所

に

改め、同様式備考3(4)中「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に改める。

第80号様式(8)備考以外の部分中「附則第11条の4第7項」を「附則第11条の4第5項」に、

譲渡した個人	住所	
	氏名	
口座振替指定金融機関	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 支所・出張所

を

譲渡した個人	住所	
	氏名	
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は、口座情報の記入は不要です。）。 ※ 次のいずれかの書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し <input type="checkbox"/> 個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等） <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。	
口座振替指定金融機関	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 支所・出張所

に改め、同様式備考1(4)中「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に改める。

第80号様式(9)備考以外の部分中

耐震改修工事	着工年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
口座振替指定金融機関	銀行・金庫 組合・農協		本店・支店 支所・出張所	

を

耐震改修工事	着工年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は、口座情報の記入は不要です。）。 ※ 次のいずれかの書類を添付してください。 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）の表裏の写し <input type="checkbox"/> 個人番号の記載がある住民票の写し及び本人確認書類（運転免許証の写し等） <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する。			
口座振替指定金融機関	銀行・金庫 組合・農協		本店・支店 支所・出張所	

に改める。

第80号様式(10)備考以外の部分中

上記土地に係る耐震基準不適合既存住宅の耐震改修工事	着工年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
口座振替指定金融機関	銀行・金庫 組合・農協		本店・支店 支所・出張所	

を



第 134号様式(3) (第76条関係)

(表)

年度 自動車税 (種別割) 領収済通知書											
口座番号					加入者名	富山県	税額			円	
収納機関番号				納付番号				納付区分			
分類	税目	登録番号	車台	年度	通番	県税	氏名			確認番号	
分類	税目	登録番号	車台	年度	通番	県税	車種	枝番	金額	CD	
延滞金額 □, □□□, □□□ 円				合計額 □□□, □□□, □□□ 円				納期限			
納付者氏名				領収日付印							
CVS 収納用				取りまとめ店							

  

年度 自動車税 (種別割) 払込金受領証 (金融機関控)											
加入者名											
口座番号											
税額		円									
延滞金額		円									
合計額		円									
納付者氏名											
e L 番号											
課税年度		年度									
登録番号											
納期限		年 月 日									
領収日付印											

  

年度 自動車税 (種別割) 納税通知書・納付書兼領収証書											
口座番号		加入者名									
e L 番号											
課税年度		年度									
登録番号											
税額		円									
延滞金額		円									
合計額		円									
納期限		年 月 日									
地方税法第 146条及び富山県税条例第 137条の 2 第 1 項の規定により上記のとおり賦課しましたから納めてください。		上記のとおり領収しました。									
年 月 日		富山県総合県税事務所長									
納付場所		富山県指定金融機関北陸銀行又は富山県収納代理金融機関									
領収日付印											

  

納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)											
自動車登録番号											
上記登録番号の自動車に係る自動車税 (種別割) について、現納税義務者には、滞納がないことを証明します。 車台番号 県税収納機関の領収印のないもの、有効期限が「* * * * *」となっているもの又は領収日付印があつても延滞金が未納となっているものは、無効です。											
有効期限 年 月 日											
富山県総合県税事務所長											
領収日付印											
この証明書は、「車検証」といっしょに保管してください。											

(裏)

	<p>1 納期限までに税金を完納されないと督促状や催告状が送られ、更に滞納処分されることとなります。</p> <p>また、納期限後に税金を納付する場合には、その税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額（計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算する。）に相当する延滞金額を加算して納付してください。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。</p> <p>3 2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) この処分、この処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		
--	---	--	--

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税 務 課)

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

**富山県規則第28号**

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和39年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

収 入 金 額			100	
(キ)	( )	( )		( )

を

収 入 金 額			100	
(キ)	( )	( )		( )
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
収 入 金 額			100	
(ク)	( )	( )		( )

に改める。

第1号様式付表3備考以外の部分を次のように改める。

**第1号様式付表3（第4条関係）**



5	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

第1号様式付表3備考3中「課税免除率⑧」を「課税免除率⑨」に改める。

第1号様式の2中

収入金額 (キ)	( )	( )	$\frac{\quad}{100}$	( )
-------------	-----	-----	---------------------	-----

を

収入金額 (キ)	( )	( )	$\frac{\quad}{100}$	( )
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
収入金額 (ク)	( )	( )	$\frac{\quad}{100}$	( )

に改める。

第1号様式の3中「本県課税免除」を「本県課税標準」に、

収入金額 (キ)	( )	( )	$\frac{\quad}{100}$	( )
-------------	-----	-----	---------------------	-----

を

収入金額 (キ)	( )	( )	$\frac{\quad}{100}$	( )
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
収入金額 (ク)	( )	( )	$\frac{\quad}{100}$	( )

に改める。

第1号様式の4中

収入金額 (キ)	( )	( )	$\frac{\quad}{100}$	( )
-------------	-----	-----	---------------------	-----

を

収入金額 (キ)	( )	( )	$\frac{\quad}{100}$	( )
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
収入金額 (ク)	( )	( )	$\frac{\quad}{100}$	( )

に改める。

## 第5号様式(1)中

収入金額 ⑧				
			課税免除税額	
既に課税免除の確定した当期分の税額 ⑨				

を

収入金額 ⑧				
			課税免除税額	
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
収入金額 ⑨				
			課税免除税額	
既に課税免除の確定した当期分の税額 ⑩				

に改める。

## 第5号様式(2)中

収入金額 ⑧				
			減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額 ⑨				

を

収入金額 ⑧				
			減額税額	
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
収入金額 ⑨				
			減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額 ⑩				

に改める。

第5号様式(3)備考以外の部分を次のように改める。

## 第5号様式(3) (第6条関係)

第 号

年 月 日

所在地

法人名

代表者氏名 様

富山県総合県税事務所長 印

法人事業税課税免除通知書

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の規定により、次のとおり地方活力向上地域内における課税免除を行つたので通知します。

事業年度				申告 区分	
区分	課税標準 (円)	減価償却資産に係る課 税標準 (円)	税率 (%)	税額 (円)	
地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得金額	年 400万円以下 の金額 ①				課税免除税額
	年 400万円超 年 800万円以下 の金額 ②				課税免除税額
	年 800万円超 の金額 ③				課税免除税額
	計 ①+②+③ ④				課税免除税額
	軽減税率不適 用法人の金額 ⑤				課税免除税額
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入金額 ⑥					課税免除税額
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得金額 ⑦					課税免除税額
収入金額 ⑧					課税免除税額
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
収入金額 ⑨					課税免除税額

既に課税免除の確定した当期分の税額	⑩
この通知により課税免除する税額	

第5号様式(4)中

収入金額				
⑧			減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額				⑨

を

収入金額				
⑧			減額税額	
地方税法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				
収入金額				
⑨			減額税額	
既に減額の確定した当期分の税額				⑩

に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(税務課)